

# 青森県漁業調整規則（案）の骨子の概要

## 1 制定の理由

平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が公布され、資源管理措置や漁業許可制度等の基本的制度が一体的に見直されました。

県では、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）に基づき、青森県海面漁業調整規則（昭和43年青森県規則第11号。以下「海面規則」という。）及び青森県内水面漁業調整規則（昭和48年青森県規則第55号。以下「内水面規則」という。）を定めておりますが、改正法に基づく規則に改める必要があるため、海面規則と内水面規則を廃止し、新たに青森県漁業調整規則（以下「新規則」という。）を制定します。

## 2 主な改正点

- (1) 海面規則と内水面規則の一本化
- (2) 知事許可漁業に「うなぎ稚魚漁業」を新設（新規則第4条第1項第3号）
- (3) 十和田湖におけるさくらますの採捕禁止期間を改正（新規則第39条第1項の表の第21号）
- (4) 改正法による改正後の法第57条及び第58条に基づく知事許可漁業の手続等に関する規定の改正又は新設
  - ・ 許可を受けた者の責務（新規則第5条）
  - ・ 起業の認可（新規則第6条、第7条）
  - ・ 許可又は起業の認可をしない場合（新規則第9条）
  - ・ 許可又は起業の認可についての適格性（新規則第10条）
  - ・ 新規の許可又は起業の認可（新規則第11条）
  - ・ 公示における留意事項（新規則第12条）
  - ・ 許可等の条件（新規則第13条）
  - ・ 許可の有効期間（新規則第15条）
  - ・ 変更の許可（新規則第16条）
  - ・ 許可等の失効（新規則第18条）
  - ・ 休業等の届出（新規則第19条）
  - ・ 休業による許可の取消し（新規則第20条）
  - ・ 資源管理の状況等の報告（新規則第21条）
  - ・ 適格性の喪失等による許可等の取消し等（新規則第22条）
  - ・ 許可証の交付（新規則第24条）
  - ・ 許可証の書換え交付の申請（新規則第27条）
  - ・ 許可証の書換え交付及び再交付（新規則第29条）
  - ・ 許可証の返納（新規則第30条）

- ・衛星船位測定送信機等の備付け命令（新規則第51条）

(5) 新規則で削除する海面規則及び内水面規則の規定

- ・適用範囲（海面規則第2条、内水面規則第2条）
- ・漁業権等に関する申請（海面規則第5条）、漁業の免許等の申請（内水面規則第4条）
- ・小型機船底びき網漁業の地方名称（海面規則第6条、内水面規則第5条）
- ・許可の内容に違反する操業の禁止（海面規則第15条）、漁業許可の内容に違反する操業の禁止（内水面規則第14条）
- ・様式の削除（海面規則第1号～第10号様式、第12号～第17号様式、内水面規則第1号～第19号様式）

### 3 施行日

令和2年12月1日（改正法の施行日と同日）